発射体並びに第二十一号（への（十六）を除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置（次号及び第三十二号に掲げる環境試験装置を除く。）又はそのために特に設計した部分品

三十一　第一号から前号まで、第二条第二号（軍用に設計し、若しくは改造（非軍事用物資を運用のものとするような構造的、電気的若しくは機械的な変更をいう。）したもの又は軍用に設計したシュミレーターに限る。）、同条第五十号イからニまで、第三条第一項第一号、同項第四号イ、同号ニ若しくはホ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるものを含む。）

イ　連続式硝化機

ロ　遠心力試験機であって、次のいずれかに該当するもの

（一）一以上の電動機で駆動するものであって、定格出力が二九八キロワット（四〇五・二馬力）を超えるもの

（二）一一三キログラム以上の搭載物を搭載できるもの

（三）九一キログラム以上の搭載物に重力加速度の八倍以上の遠心加速度を与えることができるもの

ハ　脱水圧縮機

ニ　回転成形機であって、軍用の爆発物の押出成型用に特に設計したもの

ホ　押出成型した推進薬の切削装置

ヘ　バレル研磨機であって、その内径が一・八五メートル以上であり、かつ、二二七キログラム以上の被研磨材容量を有するもの

ト　固体推進薬用の連続式混合機

チ　流動エネルギー研磨機であって、軍用の爆発物の原料を研磨又は圧延するためのもの

リ　第十二号ニの（二）に掲げるものを真球にし、かつ、その径を均一にする装置

ヌ　前条第十一号リに掲げるものの変換に用いる対流電流変圧機

三十二　軍用に設計した電子機器（前四条及び本条において他に掲げるものを除き、次のいずれかに該当するものを含む。）若しくはそのために特に設計した部分品又はこれらのものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）若しくはそのために特に設計した部分品

イ　信号の受信を妨害する装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置

ロ　周波数アジャイル管

ハ　電磁波の帯域を警戒若しくは監視するために設計された装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置

ニ　音波を利用した水中探知装置による受信を妨害するための装置

ホ　暗号を用いてデータ、データ処理又は伝送通信回線を防護する装置

ヘ　識別、認証若しくはキーの読込みのための装置又はキーの管理、製造若しくは割当てのための装置

ト　誘導装置又は航法装置

チ　デジタル式対流圏散乱通信装置

リ　通信傍受用に特に設計したデジタル式検波器

ヌ　自動化された指揮管制装置

三十三　放電加工機用人造黒鉛（第二条及び前条に掲げるものを除く。）

三十四　パラアラミド繊維又はパラアラミド繊維を用いたフィラメント若しくはテープ状のもの（第二条に掲げるものを除く。）